

# 第21回全国障害者スポーツ大会(三重とこわか大会) 選考記録会(フライングディスク競技) 実施要項

## 1 目的

本大会は、第21回全国障害者スポーツ大会(「三重とこわか大会」、令和3年10月23日～25日開催)へ本県代表選手として派遣する選手の選考記録会とする。

## 2 主催

和歌山県 和歌山県障害者スポーツ協会

## 3 主管

和歌山県障害者スポーツ協会

## 4 協力

和歌山県障害者フライングディスク協会 和歌山県障害者スポーツ指導者協議会

## 5 開催日時

令和3年6月13日(日)

受付 12:00～

競技開始 13:00～

## 6 場所

海南スポーツセンター フットサルコート・体育館

住所 海南市船尾260番地3

## 7 参加資格

(1) 和歌山県内に住所を有する者。又は、県内に所在を有する施設等に入所・通所・通学をしている者。

(2) 令和3年4月1日現在、13歳以上の身体障害のある者、知的障害のある者。

(3) 身体障害者は、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により、身体障害者手帳の交付を受けた者。

ただし内部障害のみの手帳を所持している者は、ぼうこう・直腸機能障害のある者に限る。

(4) 知的障害者は、厚生事務次官通知(昭和48年9月27日厚生省発児第156号)による療育手帳の交付を受けた者。あるいは、その取得の対象に準じる障害のある者とする。※

※「その取得の対象に準じる障害のある」は、以下のいずれかの資料により判断するので、申込みの際に添付すること。

・児童相談所・知的障害者更生相談所長の判定書の写し

・在籍(在学、通所、入所)または卒業(退所)先の所属長による証明書(書式不問)

(5) 第21回全国障害者スポーツ大会(三重とこわか大会)に参加を希望し、和歌山県選手団として以下の事項に同意する者。

・和歌山県障害者スポーツ協会あるいは競技団体が公式に行う練習会等に積極的に参加すること。

・第21回全国障害者スポーツ大会に係る選手選考に個人情報を使用すること。

## 8 競技規則及び競技役員等について

全国障害者スポーツ大会競技規則及び第21回全国障害者スポーツ大会(三重とこわか大会)選考記録会申し合わせ事項によるものとする。

競技の運営については、和歌山県障害者フライングディスク協会、和歌山県障害者スポーツ指導者協議会、和歌山県障害者スポーツ協会の各代表とする。

## 9 競技・種目及び障害区分、年齢区分

(1) 競技・種目及び障害区分・年齢区分は、次のとおりとする。

・アキュラシーは、肢体障害者、視覚障害者、聴覚障害者、内部障害者と知的障害者で各障害区分別、男女別にディスリート・ファイブ(5m)、ディスリート・セブン(7m)を実施する。

・ディスタンスの立位は、肢体障害者、視覚障害者、聴覚障害者・内部障害者と知的障害者で各障害区分別、男女別を実施し、座位は男女別で実施する。

(2) 競技の組合せ・順番は、主催者において決定するものとする。

## 10 参加申込種目

アキュラシー競技とディスタンス競技の両方を申し込むこと。

## 11 参加申込方法

参加を希望する者は、各々が居住する市町村あるいは所在する施設・学校を通じて申し込むこと。

市町村及び施設は、所管する福祉事務所あるいは振興局へ別紙選考記録会参加申込書及び参加申込一覧表を提出すること。

福祉事務所・振興局及び学校は別紙選手選考記録会申込書を取りまとめのうえ、**令和3年4月16日(金)**まで(期限厳守)に下記申込書提出先まで提出するものとする。

※提出期限までに申込みがない場合は、該当者がいないものとして取り扱う。

申込書提出先

和歌山県障害者スポーツ協会

〒641-0014 和歌山市毛見1437-218

和歌山県子ども・女性・障害者相談センター内

## 12 表彰

表彰は、行わない。

ただし、参加者全員に記録証を交付する。

## 13 異議の申し立て

(1) 選手の資格及び組合せについての異議の申し立ては認めない。

(2) 競技進行中に起きた選手の行為あるいは順位の設定について異議のある場合は、当該選手が所属する選手団の代表者が文書又は口頭により審判長にその旨を申し出ることができる。当該申し立てに対しては、審判長が判断し、その判定は最終とする。

なお、申し出ることができるのは、その種目が終了後30分以内とする。

## 14 態度決定及び実施本部

(1) 態度決定時の判断について

① 態度決定 6月13日(日) 8:00

開催地で大雨、洪水、暴風のいずれかの警報が発令されている場合、原則として開催しない。

② 県内に津波警報が発令されている場合は、開催しない。

③ 雷注意報が発令されている場合は、主催者において態度決定について協議し決定する。

④ その他、不測の事態が発生した場合は、主催者において協議し決定する。

⑤ 態度決定については、以下の実施本部に確認すること。

8時00分から11:00まで 和歌山県障害者スポーツ協会(TEL073-445-5311)

11時00分以降 海南スポーツセンター(TEL073-486-2870)

(2) 競技開催中の中止あるいは続行の判断について

競技が始まってから(1)の①に記載する警報及び雷注意報が発令されたとき、あるいは不測の事態が発生した場合の中止あるいは続行の判断については、主催者及び競技委員長において協議の上決定する。

## 15 服装

(1) ゼッケン

・布製で縦15cm、横20cmのものに、団体・施設名及び姓を明記したものを用意すること。

・胸及び背部の2ヶ所につけること。(※車椅子使用者は車椅子の背部)

(2) 競技に適した服装・運動靴で参加すること。

## 16 留意事項

(1) 持ち物について

・運動靴・タオルその他の必要品は各自持参すること。

・天候により、体育館での開催を行う場合があるので、体育館シューズを持参すること。

(2) 競技方法について

・競技進行の都合上、競技方法について、変更する場合がある。

・アキュラシー競技の試技の時間は、プレーヤーが1投目のディスクを受け取ってから5分とする。  
5分をこえた試技は無効とする。

・ディスタンス競技の試技の時間は、プレーヤーが1投目のディスクを受け取ってから3分とする。  
3分をこえた試技は無効とする。

(3) 介助について

- ・介助を要する者は、各自で用意すること。
- ・競技場には介助を事前に申し込んでいる選手の介助者のみ入場できる。なお、介助者は選手の誘導のみとし、選手の有利となる行為をした場合には選手は失格となる。

17 全国障害者スポーツ大会出場選手の選考

本大会において、全国障害者スポーツ大会開催基準要綱に定める条件を満たしている者の中から、令和3年6月中旬に開催を予定する「全国障害者スポーツ大会和歌山県選手選考会」において、決定する。

18 報道

本大会参加選手は、氏名、容姿、声及び言葉などがテレビ、ラジオ、新聞、雑誌及びその他のマスコミに用いられることを拒否せず、障害者スポーツ大会の目的と活動をより広く知らせることに役立つよう協力すること。

19 新型コロナウイルス感染症対策

本大会は、別紙「新型コロナウイルス感染症対策について」に基づき、新型コロナウイルス感染症対策を講じ、開催する。選手及び介助者は、記載事項に十分留意すること。

20 健康・安全管理

- (1) 大会当日の事故については、主催者において加入した傷害保険の範囲内で対応することとする。  
健康面においては各参加選手が医師の診断を受けるなどし、自己の責任において健康と安全に十分に留意すること。
- (2) 駐車場で発生した事故・盗難等について、主催者は一切責任を負わない。
- (3) 別紙「新型コロナウイルス感染症対策について」記載事項に留意すること。

21 その他

- (1) 傷害保険の対象になる事故についての報告は、競技終了までに発生した事故については実施本部が大会会場を撤収するまでに主催者あてに行うこと。また、会場からの帰路における事故についてはすみやかに主催者あてに報告すること。
- (2) 大会運営にかかるボランティアは、16歳(高校生)以上に限定する。